

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和元年8月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900009 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900026 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 27 年 6 月 1 日から同年 5 月 16 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

平成 27 年 5 月 16 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 5 月 16 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 9 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 5 月 16 日から同年 6 月 1 日まで
② 平成 27 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、平成 27 年 5 月 16 日から A 社で勤務しているが、請求期間①に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、請求期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、請求期間②に係る標準報酬月額の記録が実際に支給されていた給与額より低い額で記録されているので、調査の上、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者記録は、当初、資格取得年月日は平成 27 年 6 月 1 日、標準報酬月額は 13 万 4,000 円とされていたところ、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 12 月 18 日付けで、事業主から、請求者の資格取得年月日を平成 27 年 5 月 16 日、

標準報酬月額決定の基礎となる報酬月額を14万5,000円に訂正する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）（以下「被保険者資格取得届（訂正届）」という。）及び平成27年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されたため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、請求期間①及び②は保険給付の計算の基礎とならない記録（請求期間②に係る標準報酬月額については、訂正前の標準報酬月額を除く。）とされている。

- 2 請求期間①について、請求者のA社に係る雇用保険の被保険者記録、上記被保険者資格取得届（訂正届）、請求者が提出した支給明細書及び年金事務所が保管している同社の請求者に係る賃金台帳の写しにより、請求者は、当該期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、上記支給明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないが、前述のとおり、事業主は請求者に係る被保険者資格取得届（訂正届）を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、請求期間②については、上記支給明細書及び賃金台帳により確認できる標準報酬月額決定又は改定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額（14万2,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（13万4,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800219 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900027 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間及び平成 28 年 12 月 1 日から平成 30 年 7 月 20 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 21 年 4 月から同年 8 月までは 20 万円から 26 万円、同年 9 月から平成 23 年 6 月までは 20 万円から 24 万円、同年 7 月から平成 25 年 8 月までは 20 万円から 26 万円、平成 28 年 12 月から平成 29 年 6 月までは 26 万円から 30 万円、同年 7 月から平成 30 年 6 月までは 26 万円から 36 万円にすることが必要である。

平成 21 年 4 月から平成 25 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 4 月から平成 25 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

平成 28 年 12 月から平成 30 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日まで
② 平成 26 年 2 月 1 日から平成 30 年 7 月 20 日まで
③ 平成 25 年 11 月
④ 平成 26 年 7 月
⑤ 平成 27 年 11 月

私がA社に勤務していた期間について、請求期間①及び②の標準報酬月額、所持している給料支払明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い額の届出となっている上、請求期間③、④及び⑤の賞与が支払われていたが、標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が提出した給料支払明細書等及び事業主が提出した賃金台帳等（以下「給与等関係資料」という。）から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成21年4月1日から平成25年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与等関係資料により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成21年4月から同年8月までは26万円、同年9月から平成23年6月までは24万円、同年7月から平成25年8月までは26万円とすることが必要である。

なお、厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は請求期間について、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額を記載した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し提出し、厚生年金保険料についてもオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料額を納付したとしており、請求内容どおりの届出及び納付は行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②のうち、平成28年12月1日から平成30年7月20日までの期間について、当該期間は、訂正請求受付日（平成31年1月10日）において厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、上記給与等関係資料により、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額（26万円）よりも高い額であることが確認できる。

したがって、平成 28 年 12 月 1 日から平成 30 年 7 月 20 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与等関係資料により確認できる報酬月額から、平成 28 年 12 月から平成 29 年 6 月までは 30 万円、同年 7 月から平成 30 年 6 月までは 36 万円とすることが必要である。

- 3 一方、請求期間②のうち、平成 26 年 2 月 1 日から平成 28 年 12 月 1 日までの期間については、上記給与等関係資料により、請求者の給与から源泉控除されていたと確認できる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間③、④及び⑤について、A 社は、当該期間に係る給料支払明細書等に記載している支給額は営業手当であり、厚生年金保険料は控除していないと陳述している上、上記給与等関係資料によると、当該期間において賞与又は営業手当が支給されていることが確認できるが、厚生年金保険料の控除欄には記載がなく、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与又は営業手当から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②のうち平成 26 年 2 月 1 日から平成 28 年 12 月 1 日までの期間に係る請求者の給与からオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える金額が控除されていたこと、また、請求期間③、④及び⑤に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間②のうち平成 26 年 2 月 1 日から平成 28 年 12 月 1 日までの期間、請求期間③、④及び⑤に対応した請求者が主張する報酬月額及び賞与額に係る届出が年金事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与又は賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900020 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1900004 号

第 1 結論

昭和 43 年*月から昭和 50 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年*月から昭和 50 年 1 月まで

私は、役場の収入役の奥さんと婦人会の会長から、「20 歳になったら国民年金に加入しなければならない。」と勧められて国民年金に加入し、請求期間に係る国民年金保険料を納付したが、当該期間に係る国民年金の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨を主張しているが、i) 請求者に係る国民年金被保険者台帳及び A 市から提出された B 町国民年金被保険者名簿には、昭和 50 年 2 月 18 日に任意で国民年金の被保険者資格を取得したことが記録されていること、ii) 請求者が所持する年金手帳（昭和 49 年 11 月以降に発行が開始されたオレンジ色の手帳）の国民年金の「はじめて被保険者となった日」欄には「昭和 50 年 2 月 18 日」と記載されていること、iii) 戸籍謄本によると、請求者は昭和 45 年 7 月*日に婚姻していることが確認でき、上記資格取得時において、請求者の夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、請求者は国民年金の任意加入の対象者となるが、国民年金の任意加入被保険者は、制度上、遡って国民年金被保険者資格を取得することができないことから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、上記被保険者台帳によると、「保険料に関する記録」の昭和 50 年 1 月欄に、当該月まで国民年金の記録を管理する必要が無いことを示す「納付不要」のゴム印が押されており、請求期間に係る国民年金保険料の納付記録は確認できない上、上記 B 町国民年金被保険者名簿においても、当該期間に係る保険料の納付記録は確認できず、これらの記録はオンライン記録と一致している。

さらに、戸籍の附票によると、請求者は20歳到達前から現在まで継続してC郡B町（平成17年11月*日以降は、A市）に住所があることから、同町が請求者に複数の手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構D事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和60年3月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所〔当時〕が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求期間は*月と長期間であり、これほどの期間にわたりC郡B町及び社会保険事務所が請求者の国民年金保険料の収納に係る事務を繰り返して誤るとは考え難い。

このほか、請求者が名前を挙げた請求者と同じ地区の住民二人に照会しても、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について具体的な回答は得られない上、請求者の当該期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900031 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900028 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA局（現在は、B社C支社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から昭和 56 年 3 月 1 日まで

私は、D事業所A局（以下「A局」という。）の臨時雇用員として、昭和 55 年 10 月 1 日から同年 10 月末まではEで、同年 11 月から昭和 56 年 2 月末まではFで勤務していたのに、記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

D事業所の清算業務を行うG団体の回答及び同団体から提出された請求者に係る履歴書によると、請求者は、請求期間のうち、昭和 55 年 10 月 2 日から同年 10 月 31 日までの期間はEに、同年 11 月 1 日から昭和 56 年 2 月 18 日までの期間はFに、同年 2 月 19 日から同年 2 月 28 日までの期間はHに、それぞれA局における臨時雇用員として在籍していたことが認められる。

しかしながら、G団体は、請求期間に請求者を厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を請求者の給与から控除していたか否かは、D事業所から支払に関する資料等が承継されておらず（保存期間経過のため廃棄）、不明である旨を回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険への加入の有無等を確認することができない。

また、請求者と同時期にI組合員の資格を取得している複数の同僚は、請求者と同様に、同組合員資格を取得する前にA局において臨時雇用員の期間があった旨を回答しているが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できないこと等から、請求期間当時、同局では、必ずしも全ての臨時雇用員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、請求者が名前を挙げた同僚を含む、請求期間当時、A局に勤務していた者に照会を行ったところ、回答があった者のうち請求者を記憶する5名は、請求者について、請求期間に厚生年金保険に加入していたか否か、また、当該期間に係る厚生年

金保険料が給与から控除されていたか否か、「分からない。」又は「覚えていない。」と回答しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について具体的な供述は得られない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、請求者の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、請求期間における請求者の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900025 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900029 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 59 年 10 月 1 日から昭和 63 年 6 月 1 日まで

私が A 社に入社し、B 社内の売場で勤務していた期間のうち、請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）における標準報酬月額は、実際の給与支給額に比べて低い額が記録されているので、調査の上、記録を見直ししてほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した給料支払明細書及び源泉徴収票並びに A 社から提出された賃金台帳から判断すると、請求者が、請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支払を受けていた月があることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記給料支払明細書等により、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、見直しは認められない。